

保護者様

ヒトパピローマウイルス（HPV）予防接種のお知らせ

ヒトパピローマウイルス予防接種の接種については、接種当日に大館市に住民登録があるかたで、予防接種の効果やリスク（副反応）などについて理解した上で、接種に同意したときに限り行われます。接種前に、このお知らせや厚生労働省発行のリーフレットを必ずご覧ください。また、接種後の注意事項として、別紙「HPV ワクチンを受けたお子様と保護者の方へ」も必ずご覧ください。



厚生労働省HP
HPV感染症情報

1. ワクチンの効果

シルガード9は、子宮頸がんをおこしやすい種類（型）であるHPV16型と18型に加え、ほかの5種類のHPVの感染を防ぐことができ、子宮頸がんの原因の80～90%を防ぎます。また、HPVワクチンで、がんになる手前の状態（前がん病変）が減るとともに、がんそのものを予防する効果があることも分かっています。

2. ワクチンのリスク

筋肉注射という方法で注射します。HPVワクチン接種後には、接種部位の痛みや腫れ、赤みなどが起こることがあります。まれに、重いアレルギー症状や神経系の症状が起こることがあります。また、広い範囲の痛み、手足の動かさにくさ、不随意運動（動かそうと思っていないのに体の一部が勝手に動いてしまう）といった多様な症状が報告されています。ワクチンが原因となったものかどうかわからないものも含めて、接種後に重篤な症状として報告があったのは、ワクチンを受けた1万人あたり約5～7人です。

3. 予防接種の受けかた

対象者：小学6年生から高校1年生相当の年齢までの女子（標準として中学1年生ですが、2回接種で完了とする場合は小学校6年生から15歳未満）

接種の仕方：1回目の接種開始年齢によって、接種回数が変わります。**15歳になるまで（15歳の誕生日前日まで）に接種を開始した場合、2回で接種完了**となります。15歳になってから開始すると3回で接種完了となります。

【標準的な接種間隔】

15歳未満で開始 2回接種	1回目から6か月後に2回目を接種し完了
15歳以上で開始 3回接種	1回目から2か月後に2回目を接種
	1回目から6か月後に3回目を接種し完了 ※2回目から3回目は3か月以上あける

※接種開始から1年以内に接種を完了することが望ましい。

【標準的な接種間隔をとることができない場合】

標準的な接種スケジュールを進めることを推奨していますが、諸事情がある場合には次のように接種することも可能です。

2回接種	2回接種の場合、1回目と2回目の接種は、少なくとも5か月以上あけます。 接種間隔が5か月未満である場合、3回目の接種が必要になります。
3回接種	2回目が1回目から2か月後に接種できない場合、2回目は1回目から1か月以上必ずあける。
	3回目が1回目から6か月後に接種できない場合、3回目は2回目から3か月以上必ずあける。

○途中で妊娠した場合、接種は継続できません。その後の接種については医師にご相談ください。

接種の際は保護者の同伴が原則（保護者の同伴をお勧めします）ですが、このお知らせ等を読み、理解し納得したうえで同意書や予診票に保護者自らが署名することによって、13歳以上のかたに限り、保護者が同伴しなくても予防接種を受けることができます。別紙の予診票及び保護者が同伴しない同意書をご記入いただき、接種当日お子様に持参させてください。保護者の署名がないと予防接種を受けられません。16歳以上は、保護者の同伴の必要がなく予診票も自署となります。

* 他のワクチンとの同時接種は、医師が特に必要と認めた場合可能です。医師にご相談ください。

ご不明な点、ご心配な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

大館市健康課 TEL0186-42-9055

（裏面も必ずご覧ください）

4. 予防接種を受けることができない人

- ①熱のある人（接種場所で測定した体温が37.5℃を超える場合）
- ②重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな人
- ③その日に受ける予防接種の接種液に含まれる成分でアナフィラキシーを起こしたことのある人
 ※「アナフィラキシー」とは、通常接種後30分以内に起こるひどいアレルギー反応のことで、発汗、顔の腫れ、全身じんましんのほか、吐き気、嘔吐、声が出にくい、息が苦しい等の症状やショック状態になるような激しい全身反応のことで、
- ④その他、医師が不適当な状態と判断した場合

5. 予防接種を受ける際に、医師と相談が必要な人

次に該当する人は、予診する医師の参考として診断書が必要な場合もありますので、あらかじめ主治医と相談をしてください。

- ①血小板が少ない人や出血しやすい、血が止まりにくいなどの症状のある人
- ②心臓病、腎臓病、肝臓病、血液の病気や発育障害などで治療や指導を受けている人
- ③過去の予防接種で2日以内に発熱の見られた人
- ④過去にけいれん（ひきつけ）を起こしたことがある人
- ⑤過去に免疫不全の診断がされている人及び先天性免疫不全症の近親者がいる人
- ⑥妊婦あるいは妊娠している可能性がある人
- ⑦現在、授乳中の人
- ⑧今回接種ワクチンと違う種類のHPVワクチンの接種を受けたことがある人
- ⑨外傷等を契機として、原因不明の疼痛が繰り返したことがある人
- ⑩過去にHPVワクチンおよび他のワクチンを接種した際に、激しい痛みや手足のしびれが生じたことがある人

6. 接種後の注意 ※詳しくは、「HPV ワクチンを受けたお子様と保護者の方へ」をご覧ください。→



- ①予防接種を受けた後30分は接種会場でお子さんの様子をみてください。
- ②予防接種後に血管迷走神経反射として失神が現れることがあるので、失神による転倒等を防止するため、注射後の移動の際には、保護者又は医療従事者が腕を持つなどして付き添うようにし、接種後30分程度、体重を預けられるような場所で座るなどした上で、なるべく立ち上がらないようにし、お子さんの状態を観察してください。
- ③接種後、接種部位の異常な反応や体調の変化があった場合は、速やかに医師の診察を受けましょう。
- ④入浴は差し支えありませんが、接種部位をこすることはやめましょう。
- ⑤接種当日は、激しい運動を避けてください。
- ⑥接種後1週間は副反応の出現に注意し、体調に変化があった場合には、医師にご相談ください。

予防接種による健康被害救済制度

- ・定期予防接種によって引き起こされた副反応により、生活に支障が出るような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく給付を受けることができます。
 - ・健康被害の程度等に応じて、医療費、医療手当、障害児養育年金、障害年金、死亡一時金、葬祭料の区分があり、法律で定められた金額が支給されます。死亡一時金、葬祭料以外については、治療が終了する又は障害が治癒する期間まで支給されます。
 - ・ただし、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因（予防接種をする前あるいは後に紛れ込んだ感染症あるいは別の要因等）によるものなのかの因果関係を、予防接種・感染症医療・法律等、各分野の専門家からなる国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に給付を受けることができます。
 - ・予防接種法に基づく定期接種として定められた期間を外れて接種を希望する場合、予防接種法に基づかない接種（任意接種）として取り扱われます。その接種で健康被害を受けた場合は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく救済を受けることとなりますが、予防接種法に比べて救済の対象、額等が異なります。
- ※給付申請の必要が生じた場合、診察した医師が健康課へお問い合わせください。

20歳になったら子宮頸がん検診を受けましょう

